

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）、
新規上場申請のための半期報告書
及び新規上場申請のための四半期報告書の適正性に関する確認書

平成 21 年 5 月 20 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 齊藤 惇 殿

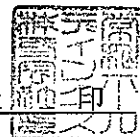
会 社 名 常和ホールディングス株式会社

代表者の 代表取締役社長

役 職

氏 名 (署名)

鈴木孝夫



当社の代表取締役社長である鈴木孝夫は、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）、新規上場申請のための半期報告書及び新規上場申請のための四半期報告書に不実の記載がないものと認識しております。

不実の記載がないと認識するに至りました理由につきましては、以下のとおりであります。

記

- 1 新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）、新規上場申請のための半期報告書及び新規上場申請のための四半期報告書に記載した内容が、「企業内容等の開示に関する内閣府令」、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」等の関係法令に準拠して、すべての重要な点において適正に記載されていることを確認しております。
- 2 新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）、新規上場申請のための半期報告書及び新規上場申請のための四半期報告書の作成にあたり、業務分担と責任部署が明確化されており、各責任部署において適切な業務体制が構築されております。
- 3 毎月 1 回開催する定時取締役会及び必要に応じて開催する臨時取締役会において、重要な経営情報及び業務遂行状況が適切に付議、報告されるとともに、経営上の重要事項の意思決定を行っております。
- 4 監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行及び業務手続が適正に行われていることを確認しております。
- 5 内部監査部門は、代表取締役社長直轄の組織として、他の業務執行組織から独立して定期的に内部管理体制の適正性や有効性の検証及び業務監査を実施し、必要に応じて問題点の改善、是正に関して提言するとともに、その結果について経営者に報告する体制が構築されております。
- 6 監査役及び新日本有限責任監査法人による監査において、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）、新規上場申請のための半期報告書及び新規上場申請のための四半期報告書の記載内容に関し、重要な指摘事項がないことを確認しております。

以 上